

先日父が亡くなりまして、不動産を相続することになったのですが、相続税を支払わないといけないんです。

それで相続する土地の一部を売却して支払おうと思うのですが

なるほど。それならまず、土地の測量をして売却する土地と残す土地を分けるために

「土地分筆登記」をしましょう。

それと同時に「相続登記」が必要になりますので、信頼できる司法書士をご紹介します。

また、どれ位の地積で分筆したら節税になるのか、節税に税理士に相談されると

分かりました！では、私が用意するものは何かありますか？

そうですね。まず、不動産の「固定資産税納税通知書」をご用意ください。

はい、はい。

それから、他に不動産に関する資料があれば、ご用意ください。

境界不確記書

×××
×××

隣接地との境界を
確認した資料が
あるかもしれません
ので！

もしそれがなくても、
当方で法務局や市役所
から可能な範囲で
調査します。

分かりました。
よろしく
お願いします！

こちらこそ、
お願いいたします。